

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	新晃商事株式会社	代表者氏名	中嶋 日出夫
主たる営業所の所在地	高知県高知市棧橋通4-13-24		
許可番号	高知県知事許可 (般)第5258号	許可を受けている 建設業の種類	屋 板

2 処分に関する事項

処分年月日	平成27年4月13日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示			
1 今回+の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講じること。			
(1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。			
(2) 社内及び施工現場における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。			
(3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を遵守すること。			
2 前項各号について講じた措置(同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
新晃商事株式会社の代表取締役中嶋日出夫及び下請事業者は、共謀の上、平成26年6月25日、高知県所在の工場新築工事現場内において、下請事業者の労働者が、板金工事等に從事中、転倒してコンクリート土間に右膝を打ち付けて右膝蓋骨骨折の負傷をし、4日以上休業したのに、9月24日に至るまで労働者死傷病報告書を所轄の須崎労働基準監督署長に提出せず、もって法令の定める報告をしなかったものである。			
この事実に対し中嶋日出夫は、平成27年1月6日付けで高知簡易裁判所から労働安全衛生法違反で罰金20万円の略式命令を受け、平成27年1月22日にその刑が確定している。			
その他参考となる事項	-		